



2025年4月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

<u>1</u>	2025年3月31日付け、16区域税務支局発行の個人所得税確定申告に関するオフィシャルレター・第794/CCTKV.XVI/QLDN2号	PIT
<u>2</u>	2025年4月3日付け、16区域税務支局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第・894/CCTKV.XVI-QLDN2号	PIT
<u>3</u>	2025年4月8日付け、16区域税務支局発行の労働契約終了後の支出に対する個人所得税（PIT）に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第1180/CCTKV.XVI-QLDN2号	PIT
<u>4</u>	2025年4月10日付け、税務局発行の保険代理店管理者として契約を締結した個人に対する個人所得税（PIT）の確定に関するオフィシャルレター・第528/CT-CS号	PIT
<u>5</u>	2025年4月10日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第532/CT-CS号	PIT
<u>6</u>	2025年4月10日付け、16区域税務支局発行の退職手当金に対する個人所得税（PIT）に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第1741/CCTKV.XVI-QLDN2号	PIT

内容

<u>7</u>	2025年4月16日付け、第I区域税務支局発行の個人所得税の税制に関するオフィシャルレター・第632/CT-CS号	PIT
<u>8</u>	2025年3月25日付け、13区域税務支局発行の連結関係の確定および控除可能な利息費用に関するオフィシャルレター・第195/CCTKV13-QLDN3号	CIT
<u>9</u>	2025年4月1日付け、税務局発行の法人所得税（CIT）の政策に関するオフィシャルレター・第393/CT-CS号	CIT
<u>10</u>	2025年4月4日付け、16区域税務支局発行の法人税（CIT）の課税期間に関するオフィシャルレター・第1009/CCTKV.XVI-QLDN1号	CIT
<u>11</u>	2025年4月9日付け、税務総局発行の法人税（CIT）政策に関するオフィシャルレター・第514/CT-CS号	CIT
<u>12</u>	2025年4月2日付け、税務局発行の投資優遇に関するオフィシャルレター・第634/CT-CS号	CIT

内容

<u>13</u>	2025年04月21日付け、16区域税務支局発行の投資プロジェクトに対する付加価値税の還付及び法人税の優遇措置に関するオフィシャルレター・第306/ CCTKV.XVI-QLDN4-TNI号	CIT
<u>14</u>	2025年4月25日付け、税務局発行の執行における担保財産に対する法人税（CIT）政策に関するオフィシャルレター・第852/CT-CS号	CIT
<u>15</u>	2025年4月28日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第927/CT-CS号	CIT
<u>16</u>	2025年3月28日付け、税務局発行の付加価値税の政策に関するオフィシャルレター・第353/CT-CS号	VAT
<u>17</u>	2025年4月2日付け、16区域税務支局発行の輸出加工企業による輸出サービスに関する付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター・第881/CCTKV.XVI-QLDN2号	VAT
<u>18</u>	2025年4月2日付け、16区域税務支局発行の商業割引および付加価値税（VAT）の計算方法に関するオフィシャルレター・第883/CCTKV.XVI-QLDN2号	VAT

内容

<u>19</u>	2025年3月26日付け、17区域税務支局発行の付加価値税の税率に関するオフィシャルレター・第119/CCTKV17-QLDN1号	VAT
<u>20</u>	2025年4月2日付け、17区域税務支局発行の付加価値税の減税に関するオフィシャルレター・第197/CCTKV17-QLDN1号	VAT
<u>21</u>	2025年4月10日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第529/CT-CS号	VAT
<u>22</u>	2025年4月10日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第531/CT-CS号	VAT
<u>23</u>	2025年4月10日付け、16区域税務支局発行の適法でないインボイスに関する付加価値税（VAT）の追加申告および費用計上に関するオフィシャルレター・第1731/CCTKV.XVI-QLDN2号	VAT
<u>24</u>	2025年4月10日付け、16区域税務支局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第1740/CCTKV.XVI-QLDN2号	VAT

内容

<u>25</u>	2025年4月24日付け、税務局発行の付加価値税（VAT）申告に関するオフィシャルレター・第831/CT-NVT号	VAT
<u>26</u>	2025年4月28日付け、税務局発行のオフィシャルレター・第910/CT-CS号	FCT
<u>27</u>	2025年4月2日付け、16区域税務支局発行の税額、延滞税、過少申告加算税の処理に関するオフィシャルレター・第885/CCTKV.XVI-QLDN2号	OTH
<u>28</u>	2025年4月2日付け、政府発行の国内で製造および組立てされた自動車に対する特別消費税納付期限延長に関する政令・第81/2025/NĐ-CP号	OTH
<u>29</u>	2025年4月2日付け、政府発行の2025年における付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、個人所得税（PIT）、および土地賃貸料の納付期限延長に関する政令・第82/2025/NĐ-CP号	OTH
<u>30</u>	2025年4月4日付け、16区域税支局発行の会計監査報告書の提出期限延長に関するオフィシャルレター・第925/CCTKV.XVI-QLDN2号	OTH

内容

<u>31</u>	2025年3月24日付け、17 区域税務支局発行の電子証憑に関するオフィシャルレター・第84/CCTKV.XVII-QLDN1号	OTH
<u>32</u>	2025年4月9日付け、税務総局発行の不動産と連結する資本譲渡に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第512/CT-CS号	OTH
<u>33</u>	2025年4月14日付け、政府発行の独立監査法の一部条項の詳細規定および施行指針を定めるための2012年3月13日付け、政令・第17/2012/ND-CP号の一部改正、補足に関する政令・第90/2025/ND-CP号	OTH
<u>34</u>	2025年4月14日付け、税務局発行の土地賃料政策に関するオフィシャルレター第593/CT-CS号	OTH
<u>35</u>	2025年4月21日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第726/CT-CS号	OTH
<u>36</u>	2025年3月4日付け、ビンズオン省税務局発行の保険料減額に関するインボイス発行についてのオフィシャルレター・第2991/CTBDU-TTHT号	INV

内容

<u>37</u>	2025年3月20日付け、税務局発行の不正なインボイスに関するオフィシャルレター・第214/CT-CS号	INV
<u>38</u>	2025年3月27日付け、税務局発行の輸出加工企業による国内への資産売却に関するインボイス発行についてのオフィシャルレター・第326/CT-CS号	INV
<u>39</u>	2025年3月28日付け、17区域税務支局発行の個人購入者への付加価値税（VAT）インボイス発行についてのオフィシャルレター・第157/CCTKV17-QLDN1号	INV
<u>40</u>	2025年4月18日付け、17区域税務支局発行の倉庫、工場賃貸に関するインボイス発行についてのオフィシャルレター・第451/CCTKV17-QLDN1号	INV

1 個人所得税確定申告

2025年3月31日付け、16区域税務支局発行の個人所得税確定申告に関するオフィシャルレター・第794/CCTKV.XVI/QLDN2号

企業において、3か月以上の労働契約に基づく給与、賃金所得を1か所から得ており、引き続き企業に勤務している個人が、企業に対して確定申告の委任を行わない場合、その個人は税務機関に対して自ら個人所得税の確定申告を行う必要がある。企業は、財務省の2021年9月29日付発行の通達・第80/2021/TT-BTC号に添付されている各種申告様式に基づき、個人が税務機関に対して適切に確定申告義務を履行できるようサポートし、控除証明書および関連資料の提供をする。

2 個人に代わって納付された個人所得税の情報提供の展開

2025年4月3日付け、16区域税務支局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第・894/CCTKV.XVI-QLDN2号

2025年2月25日付けの税務総局発行の、個人に代わって納付された個人所得税の情報提供の展開に関するオフィシャルレター・第828/TCT-KK号の第2項で：

「...2. 収集情報：所得を支払う組織が各個人に代わって納付した個人所得税の金額は個人所得税申告書の詳細に基づく、具体的には、国家予算への納付に関する証憑の一般情報および納付を代行された各個人の詳細情報（税コード、納税者名、追徴税額、国家予算への納付済み金額、既知の過少申告税額の相殺分（該当する場合）が含まれる。」

上記の案内に基づき、情報提供は税金の納付完了後、速やかに電子形式で行う必要がある。企業においては、規定に従い、情報提供を行うよう要請する。

3 労働契約終了後の支出に対する個人所得税（PIT）に関する税務政策

2025年4月8日付け、16区域税務支局発行の労働契約終了後の支出に対する個人所得税（PIT）に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第1180/CCTKV.XVI-QLDN2号：

企業が労働契約終了後に従業員へ支払う賃金、報酬、その他の支給が発生する場合、これらの支払いは、通達・第111/2013/TT-BTC号第2条2項の規定に基づき、従業員の個人所得税の課税所得に含まれる。企業は、財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第25条1項の規定に基づき、源泉徴収を実施する。

4 保険代理店管理者として契約を締結した個人に対する個人所得税（PIT）の確定

2025年4月10日付け、税務局発行の保険代理店管理者として契約を締結した個人に対する個人所得税（PIT）の確定に関するオフィシャルレター・第528/CT-CS号：

個人所得税の確定に関する原則は以下の通り：

- 保険代理店の管理業務に関する契約を締結した個人が事業者該当せず、2021年の通達・第40/2021/TT-BTC号第2条の適用対象外であり、会社が労働法典・第13条の規定に基づき当該個人と労働契約を締結する場合は、通達・第111/2013/TT-BTC号第2条2項cの規定に基づき、個人の収入は給与・賃金所得と確定される。
- 保険代理店の管理契約を結んだ個人が事業を行い、個人の収入が事業所得と確定され、事業所得が年間100,000,000ドンを超える場合には2021年の通達・第40/2021/TT-BTC号に従い、申告、納税を行う。

5 個人所得税税務政策

2025年4月10日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第532/CT-CS号：

企業とサービス提供の契約を締結した個人が、規定に従って事業登録をしていない個人、財務省の通達・第40/2021/TT-BTC号第2条の適用対象に該当しない場合、それら個人の所得は、財務省の2013年8月15日付け、通達・第111/2013/TT-BTC号第2条2項cの規定に基づき、給与、賃金所得と確定される。企業は、2013年8月15日付け、財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第25条1項iの案内に基づき、所得税の源泉徴収および申告に責任を持つ。

企業とサービス提供の契約を締結した個人が、当該個人が独立かつ継続的に商業活動を行い、かつ当該サービス契約と同一の業種において個人事業主として事業登録などの商人の条件を満たす場合は、財務省の2021年6月1日付け、通達・第40/2021/TT-BTC号第2条の規定に基づき、個人の所得は事業所得と確定される。

6 退職手当金に対する個人所得税（PIT）に関する税務政策

2025年4月10日付け、16区域税務支局発行の退職手当金に対する個人所得税（PIT）に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第1741/CCTKV.XVI-QLDN2号：

企業において、労働法典および社会保険法の規定に従って適正に支給された退職手当が発生した場合、当該手当は、財務省の通達・第111/2013/TT-BTC号第2条2項b.6の規定に基づき、個人所得税の申告および納付を行う必要はない。

7 個人所得税の税制

2025年4月16日付け、第I区域税務支局発行の個人所得税の税制に関するオフィシャルレター・第632/CT-CS号：

労働法典の規定に基づき、通常の労働時間や昼間勤務に対する賃金よりも高く支払われる夜間勤務および時間外勤務に係る給与、賃金に対する所得は、個人所得税が免除される。

8 連結関係の確定および控除可能な利息費用

2025年3月25日付け、13区域税務支局発行の連結関係の確定および控除可能な利息費用に関するオフィシャルレター・第195/CCTKV13-QLDN3号：

上記の規定に基づき、2024年時点において、2023年からの総借入金額および2024年の追加借入金が出資者の出資額の少なくとも10%に相当する場合、政令・第132/2020/ND-CP号第5条2項の規定に基づき、企業は出資者と連結関係にあると確定される。連結取引を行う企業の法人所得税の課税所得を計算する際に控除可能な利息費用の総額は、政令・第132/2020/ND-CP号第16条3項の規定に従って決定される。

9 法人所得税（CIT）の政策

2025年4月1日付け、税務局発行の法人所得税（CIT）の政策に関するオフィシャルレター・第393/CT-CS号：

家畜飼料製造会社が、企業の再登録後に投資家名、企業形態を変更し、外国投資家の全ての出資金、外国投資家の権利および義務を譲渡された場合でも、変更前の条件に基づく法人所得税（CIT）の優遇措置を引き続き適用されるために、家畜飼料製造会社は発給された投資許可証に基づいた残りの期間について優遇措置を引き継ぐ。

家畜飼料製造会社の所得が、農業分野における加工からの所得としての要件を満たし、経済的に困難な地域または特別に困難な地域に該当しない場合、この所得には2015年から15%の税率が適用される。同じ期間内で、企業が同じ所得に対して異なる優遇措置を受ける場合、企業は最も有利な優遇措置を選択することができる。

10 新設企業に対する法人税（CIT）の課税期間の確定

2025年4月4日付け、16区域税務支局発行の法人税（CIT）の課税期間に関するオフィシャルレター・第1009/CCTKV.XVI-QLDN1号：

企業が2024年12月27日付けで初回発行された経営登録証明書に基づき設立され、暦年を適用して課税年度を設定する場合、法人所得税の第1課税年度は2024年12月27日から2024年12月31日までとなる。この期間が3か月未満であるため、翌年（2025年）の課税年度と合算し、1つの法人所得税の課税期間として設定される。法人所得税の初年度または最終課税年度は15か月を超えないものとする。会計年度に関しては、企業が会計法・第88/2015/QH13号および上記の法律・第56/2024/QH15号の規定に基づいて実施する。

11 法人税（CIT）政策

2025年4月9日付け、税務総局発行の法人税（CIT）政策に関するオフィシャルレター・第514/CT-CS号：

2014年1月1日以降に、法人税に関する法律において、法人税の優遇措置を受ける対象は投資プロジェクトであり、新規投資プロジェクトまたは拡張投資プロジェクトであって、優遇対象分野または優遇対象地域に該当する条件を満たす新規投資プロジェクトを含む。そして、初回投資プロジェクトと比較して投資プロジェクトの延長期間に関しては、法人税の優遇措置に関する規定はない。

12 法人税（CIT）政策

2025年4月2日付け、税務局発行の投資優遇に関するオフィシャルレター・第634/CT-CS号：

企業が政令・第218/2013/ND-CP号の規定に従い、法人税の優遇の適用地リストに該当する投資プロジェクトがある場合、企業が実際に満たしている条件に基づき、法人税の優遇措置を受けることができる。

企業が経営生産に工場を賃借しているが、賃貸側が工場賃貸に必要な条件を満たしていない場合、2015年6月22日付け、財務省の通達・第96/2015/TT-BTC号（通達・第78/2014/TT-BTC号第6条を改正、補足）第4条の規定に従い、当該工場の賃借料または固定資産としての工場の減価償却費（資産に減価償却が適用される場合）は、法人税課税所得の算定において損金算入できる費用として認められる根拠として不十分である。

13 投資プロジェクトに対する付加価値税（VAT）の還付および法人税（CIT）の優遇措置

2025年04月21日付け、16区域税務支局発行の投資プロジェクトに対する付加価値税の還付及び法人税の優遇措置に関するオフィシャルレター・第306/CCTKV.XVI-QLDN4-TNI号：

企業が新規投資プロジェクトを実施しており、まだ操業を開始していない投資段階において、当該投資期間中に発生した商品・サービスに係る仕入れ付加価値税および控除されていない累計額が 300,000,000 ドン以上となっている場合には、投資法、建設法、付加価値税法および実際の状況に基づいて、関係法令の規定に従って還付申請を行うことができる。

企業が会計制度、インボイス、証憑の管理を適正に行い、法人税を申告で納税しており、かつ規定に基づいて新規投資プロジェクトに関する要件を満たしている場合には、実際に企業が満たしている条件に基づき、法人税の優遇措置を適用することができる。

13 投資プロジェクトに対する付加価値税（VAT）の還付および法人税（CIT）の優遇措置

2025年04月21日付け、16区域税務支局発行の投資プロジェクトに対する付加価値税の還付及び法人税の優遇措置に関するオフィシャルレター・第306/CCTKV.XVI-QLDN4-TNI号：

同一期間において、企業が同一の所得に対して複数のCIT優遇措置を享受できる場合は、企業は最も有利な優遇措置を選択して適用することができる。法人税の優遇措置を享受している期間中に、企業が複数の製造・営業の活動を行っている場合には、優遇措置が適用される製造・営業の活動からの所得（優遇税率、免税、減税を含む）と、対象外の事業活動からの所得を分けて計算し、それぞれ別に申告・納税を行う必要がある。

14 執行における担保財産に対する法人税（CIT）政策

2025年4月25日付け、税務局発行の執行における担保財産に対する法人税（CIT）政策に関するオフィシャルレター・第852/CT-CS号:

企業が借入金の担保として土地使用权および土地に付随する財産を有しており、執行機関が不良債権の処理のために当該財産を競売にかける場合、規定に基づき、不動産譲渡による収入については、法人税の申告および納付を行わなければならない。また、財務省の通達・第78/2014/TT-BTC号第17条5項の規定に基づき、執行機関は、財産の競売による法人税の申告および納付を行うものとする。

- 執行機関が執行保証のための不動産を競売にかける場合は、政府の不動産差押えおよび競売に関する政令に従い、得られた金額は処理される。
- 競売を行う組織は、不動産譲渡による所得に係る税金を申告・納付し、納付した税金が代わりに支払われたものであることを明記しなければならない。
- 不動産の原価が明確でない場合：

原価 = 執行機関による支払い義務額 + 有効なインボイスに基づく譲渡費用

2025年4月28日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第927/CT-CS号:

法人税に関する税制優遇政策について：原則として、企業が投資優遇地域における条件を満たし、法人税の優遇措置を受けている投資プロジェクトを有する場合、その優遇地域での投資プロジェクトから生じた収入には、地域条件に基づく法人税優遇が適用される。

企業が地域条件に基づく法人税優遇措置を受けている場合、その投資プロジェクトに該当しない再生可能エネルギー（優遇地域における風力発電による電力生産活動）証書の販売から収入が発生した場合、その証書販売による収入は、優遇地域における投資プロジェクトに基づく法人税優遇措置の対象とはならない。

16 付加価値税政策

2025年3月28日付け、税務局発行の付加価値税の政策に関するオフィシャルレター・第353/CT-CS号：

ベトナム国際銀行の債務管理および資産運用を行う企業が、顧客の貸付債権の担保資産として、土地使用权および土地上の資産を購入する活動（執行官事務所から競売形式で購入するか、または企業が依頼した価格鑑定機関を通じて購入）が発生し、法人、個人からの土地使用权の譲渡を受ける活動に該当する場合、土地の価格は、2022年7月29日付け、政府の政令・第49/2022/NĐ-CP号第1条3項a.4の規定に従い控除される。

17 輸出加工企業の輸出サービスに対する付加価値税政策

2025年4月2日付け、16区域税務支局発行の輸出加工企業による輸出サービスに関する付加価値税 (VAT) 政策に関するオフィシャルレター・第881/CCTKV.XVI-QLDN2号：

輸出加工企業の輸出商品の事業活動に従事するために、企業がサービスを提供する場合（輸出加工企業の工場での電子基板の修理など…）、通達・第130/2016/TT-BTC号の第1条2項が修正された財務省の通達・第219/2013/TT-BTC号第9条3項の規定に該当せず、2013年12月31日付、財務省の通達・第219/2013/TT-BTC号の第9条2項に基づく条件を満たしていれば、輸出サービスの付加価値税率は0%が適用される。

18 商業割引および付加価値税（VAT）の計算方法

2025年4月2日付け、16区域税務支局発行の商業割引および付加価値税（VAT）の計算方法に関するオフィシャルレター・第883/CCTKV.XVI-QLDN2号:

企業が双方で締結された経済契約に基づき顧客に対して商業割引を適用する場合、付加価値税の課税価格は、顧客への割引後の販売価格となる。

商業割引が販売数量および商品・サービスの売上高を基準として適用される場合、既に販売された商品の割引額は、最終購入取引または次回取引における売上インボイスにおいて調整される。

割引金額が計画（期間）の終了時に確定された場合、調整インボイスが発行され、調整すべきインボイス番号、金額、税額が記載された一覧表と共に作成される。調整インボイスに基づき、購入者と販売者は売上、仕入れ及び仕入税額・販売税額の調整申告をする。

企業は商業割引の確定申告を2014年12月22日付け、財務省の通達・第200/2014/TT-BTC号の案内に従って行う。インボイスに記載される内容は、政令・第123/2020/NĐ-CP号の第10条6項に基づいて行う。

19 付加価値税政策

2025年3月26日付け、17区域税務支局発行の付加価値税の税率に関するオフィシャルレター・第119/CCTKV17-QLDN1号:

企業が、未加工または通常の簡易加工のみを施した農産物、水産物、海産物に対する冷蔵保管サービスを提供する場合、通達・第219/2013/TT-BTC号の第10条4項、5項の規定に基づき、本通達の第5条5項にて案内されているケースを除き、付加価値税の税率5%が適用される。

20 付加価値税の減税政策

2025年4月2日付け、17区域税務支局発行の付加価値税の減税に関するオフィシャルレター・第197/CCTKV17-QLDN1号:

企業が外部に加工を発注し、加工業者が企業に対して付加価値税10%の税率でインボイスを発行する場合、その商品・サービスが製品分類コード（2018年11月1日付け、政府首相の決定・第43/2018/QĐ-TTg号に基づく）があり、10%の税率が適用されている商品・サービスグループに属し、および、2024年12月31日付け、政府の政令・第180/2024/NĐ-CP号に添付された付録I、II、IIIのいずれにも該当しない場合には、当該政令の規定に基づき付加価値税の減税対象となる。

付加価値税の減税は、政令・第180/2024/NĐ-CP号第1条1項に規定される商品、サービスごとに対する付加価値税の減税は、輸入、製造、加工、商業取引において統一に適用される。政令・第180/2024/NĐ-CP号に基づく付加価値税の減税政策は、2025年1月1日から2025年6月30日までの効力を有する。

21 付加価値税政策

2025年4月10日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第529/CT-CS号:
税務局は、クラウドコンピューティングサービスに適用される税制方針に関する提案について、
2023年11月24日付け、通信法・第24/2023/QH15号により、当該サービスを2025年1月1日から電気
通信サービスとして取り扱うことと統一した。

22 付加価値税政策

2025年4月10日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第531/CT-CS号:

Hoya Memory Diskテクノロジー有限会社は、輸出加工企業であるHoya Glass Disk Vietnam II有限会社のオフィス、電気、水道、工場の機械設備等を使用する場合、Hoya Glass Disk Vietnam II社は、Hoya Memory Disk社に販売用インボイスを使用し、インボイス上には「保税区域内の組織、個人向け」と明記する。

Hoya Memory Diskテクノロジー社とHoya Glass Disk Vietnam II社の間のサービス提供に関するインボイス作成の時点および付加価値税の確定の時点は、2020年10月19日付け、政府の政令・第123/2020/NĐ-CP号第9条2項および財務省の2013年12月31日付けの通達・第219/2013/TT-BTC号第8条2項の規定に従って実施する。

23 適法でないインボイスに関する付加価値税（VAT）の追加申告および費用計上

2025年4月10日付け、16区域税務支局発行の適法でないインボイスに関する付加価値税（VAT）の追加申告および費用計上に関するオフィシャルレター・第1731/CCTKV.XVI-QLDN2号:

企業が2022年7月期の仕入れ付加価値税（VAT）インボイスが、税務機関により規定に従って適法でないインボイスと判断された場合、企業は、税務管理法・第38/2019/QH14号第47条および政令・第126/2020/NĐ-CP号第7条4項の規定に基づき、税務申告書類を補足し申告する。

企業の費用が、通達・第78/2014/TT-BTC号第6条を修正補足した財務省の2015年6月22日付け、通達・第96/2015/TT-BTC号第4条に規定された条件を満たす場合、法人税課税所得の算定において損金として計算することができる。

企業において仕入付加価値税が発生した場合、当該仕入税額は、発生した期間において、使用済みか倉庫に保管中かを問わず、通達・第219/2013/TT-BTC号第14条8項および通達・第26/2015/TT-BTC号第1条10項に定められた条件を満たすのであれば、申告、控除をすることができる。

24 付加価値税政策

2025年4月10日付け、16区域税務支局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター・第1740/CCTKV.XVI-QLDN2号:

企業が輸出加工企業（EPE）の制度に基づいて活動し、輸出活動のみを行っている場合には、政令・第126/2020/ND-CP号第7条3項cの規定に基づき、付加価値税の申告書を提出する必要はない。

企業が輸出加工企業として活動し、かつ商品、サービスの購入を行う場合、財務省の通達・第219/2013/TT-BTC号第9条の規定にある条件を満たしていれば、付加価値税0%の税率を適用することができる。

企業がトゥーザウモット市（首相の決定・第1959/QĐ-TTg号により第I都市となっている）に所在する工業団地において新規投資プロジェクトを実施する場合、当該工業団地が経済社会条件が良好な地域に所在しているため、政令・第91/2014/ND-CP号第1条6項の規定に基づき、工業団地において新規プロジェクトから生じる法人所得に対して、「2年間の法人免税およびその後4年間にわたる法人税額50%減税措置」を適用する条件の対象とならない。

25 付加価値税政策

2025年4月24日付け、税務局発行の付加価値税（VAT）申告に関するオフィシャルレター・第831/CT-NVT号:

総合企業が本社において集中会計モデルに移行し、本社において他省に所在する支店の製造、営業活動に対して、直接付加価値税（VAT）のインボイスを発行し（共同事業契約の管理を委託されたユニットを除く）、かつ付加価値税法の規定に従い、支店全体の活動に係る仕入れVAT控除の条件を十分に満たしている場合、総合企業は本社においてVATを集中して申告し、製造拠点の所在地に応じて適切に配分することが認められる。

支店が直接販売を行い、支店が所轄税務機関に登録したインボイスを使用し、売り上げVATおよび仕入れVATを完全に会計管理している場合には、当該支店が直接所轄税務機関に対してVATを申告、納付しなければならない。

また、法人格を設立せずに組織との間で共同経営契約（BCC）を管理する場合には、当該共同経営契に基づき合意された内容に従って、BCCに係るVATを個別に申告する必要がある。

26 Connect基金に対するベトナム-ドイツ間の租税条約の適用

2025年4月28日付け、税務局発行のオフィシャルレター・第910/CT-CS号:

ベトナムにおいて、双方の貸借合意に基づき、外国企業が貸付活動から所得を得る場合、その所得は、2014年8月6日付け、財務省発行の通達・第103/2014/TT-BTC号の規定に基づき、外国契約者税の課税対象となる。

ベトナムで発生し、外国企業に支払われる貸付金利については、ベトナム - ドイツ間の租税条約第11条第3項aおよび2013年12月24日付け、財務省の通達・第205/2013/TT-BTC号第20条の規定に基づき、ベトナムでの課税は免除されない。

27 税額、延滞税、過少申告加算税の処理

2025年4月2日付け、16 区域税務支局発行の税額、延滞税、過少申告加算税の処理に関するオフィシャルレター・第885/CCTKV.XVI-QLDN2号:

企業が法人税および個人所得税の過少申告税額を有する場合、当該企業は、過少税額と同一の経済内容（小項目）かつ同一の財政収入区域内で発生する次回の納税義務額に対して相殺を行うことが認められる。

28 国内で製造および組立てされた自動車に対する特別消費税納付期限延長

2025年4月2日付け、政府発行の国内で製造および組立てされた自動車に対する特別消費税納付期限延長に関する政令・第81/2025/ND-CP号:

特別消費税の納付期限延長: 2025年2月から6月までの課税期間に適用。

新たな納税期限: 期限は2025年11月20日までで、企業の財政的負担を軽減することを助ける。

適用対象: 国内で自動車を製造、組立てる企業が対象。

手続き: 企業は延長申請書を所轄の税務機関に提出する。

効力: 政令は2025年4月2日から効力を発し、適用は2025年12月31日まで。

2025年における付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、個人所得税（PIT）、および土地賃貸料の納付期限延長

2025年4月2日付け、政府発行の2025年における付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、個人所得税（PIT）、および土地賃貸料の納付期限延長に関する政令・第82/2025/ND-CP号:

- 付加価値税の納付期限延長：

企業は、2025年2月から6月までの課税期間に発生する付加価値税について納付を延長できる。延長期間は定められた納付期限の終了日から5か月。

- 法人税の納付期限延長：

2025年第1四半期および第2四半期における法人税の仮納付額について、定められた納付期限の終了日から5か月の納付期限延長ができる。

2025年における付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、個人所得税（PIT）、および土地賃貸料の納付期限延長

2025年4月2日付け、政府発行の2025年における付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、個人所得税（PIT）、および土地賃貸料の納付期限延長に関する政令・第82/2025/ND-CP号:

- 個人事業主および自営業者の税納付期限延長：

2025年に発生する付加価値税および個人所得税の納付期限は納付を延長できる。延長期限2025年12月31日まで延長される。

- 土地賃貸料の納付期限延長：

企業、組織、個人事業主、および個人は、2025年の初期に支払うべき土地賃貸料の50%に対して6か月間の納付期限延長が認められる。

29 2025年における付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、個人所得税（PIT）、および土地賃貸料の納付期限延長

2025年4月2日付け、政府発行の2025年における付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、個人所得税（PIT）、および土地賃貸料の納付期限延長に関する政令・第82/2025/ND-CP号:

注意：

納付期限の延長を受けるには、納税者は政令に添付されている様式に従い、所轄の税務機関で納付期限延長申請書を提出する必要がある。

効力発：政令は2025年4月2日に署名、効力を発する。

30 会計監査報告書の提出期限延長

2025年4月4日付け、16区域税支局発行の会計監査報告書の提出期限延長に関するオフィシャルレター・第925/CCTKV.XVI-QLDN2号:

2024年度の会計監査済財務諸表の提出期限延長を企業が申請する場合、その理由が経営機構の変更によるものである場合、税務申告書類の提出期限延長が認められる対象には該当しない。

31 電子証憑（電子契約書）

2025年3月24日付け、17区域税務支局発行の電子証憑に関するオフィシャルレター・第84/CCTKV.XVII-QLDN1号:

企業が外国の顧客や供給者と合意の上で、取引において電子証憑（電子契約書）を使用する場合、電子取引法・第51/2005/QH11号、政令・第165/2018/NĐ-CP号、政令・第130/2018/NĐ-CP号の規定に従って実施する。

また、電子取引法・第20/2023/QH15号の施行日前に確立された電子取引で、施行日までに完了していない取引に関して、電子取引法・第51/2005/QH11号に関連する規定に基づき継続して実施することができる。ただし、関係当事者が電子取引法・第20/2023/QH15号の規定を適用することに合意した場合は、その規定に従う。

32 不動産と連結する資本譲渡に関する税務政策

2025年4月9日付け、税務総局発行の不動産と連結する資本譲渡に関する税務政策に関するオフィシャルレター・第512/CT-CS号:

不動産と連結する資本の譲渡の形態により、組織が所有する成員1名から成る有限会社の全体を売却する企業であると認定される場合、財務省の2014年6月18日付け、通達・第78/2014/TT-BTC号の規定に従って資本譲渡から生じる所得は実施され、そして、資本譲渡活動に対する法人税の申告、納付は財務省の2024年10月10日付け、通達・第151/2014/TT-BTC号の規定に従って行われる（固定資産の減価償却費を控除する形式の原資と確定しない）。

譲渡資本の売買価格が市場の通常取引価値に基づかないと認定される場合、2019年6月13日付け、税務管理法・第38/2019/QH14号第50条1項dの規定に基づき、税務機関は課税額を鑑定することができる。

大規模な企業に対する強制監査に関する規定の追加および監査人による報告書署名の期限の設定

2025年4月14日付け、政府発行の独立監査法の一部条項の詳細規定および施行指針を定めるための2012年3月13日付け、政令・第17/2012/ND-CP号の一部改正、補足に関する政令・第90/2025/ND-CP号:

1. 政令・第17/2012/ND-CP号の第15条の一部項目を以下の通り補足する。

大規模企業は、以下の3つの基準のうち少なくとも2つを満たす場合、強制監査の対象となる：

- 社会保険に加入している労働者が年間平均で200人を超えていること。
- 年間売上高が300,000,000,000 ドンを超えていること。
- 会計年度末時点での総資産額が100,000,000,000 ドンを超えていること。

大規模な企業に対する強制監査に関する規定の追加および監査人による報告書署名の期限の設定

2025年4月14日付け、政府発行の独立監査法の一部条項の詳細規定および施行指針を定めるための2012年3月13日付け、政令・第17/2012/ND-CP号の一部改正、補足に関する政令・第90/2025/ND-CP号:

1. 政令・第17/2012/ND-CP号の第15条の一部項目を以下の通り補足する。

上記基準の算定に関する判定原則は以下の通り：

- 「社会保険加入労働者」とは、企業が管理し、給与を支払い、社会保険に加入しているすべての労働者を指す。
- 「年間平均の社会保険加入労働者数」 = 12ヶ月間の労働者数の総数 ÷ 12
- 「売上高」および「総資産額」は、直前の会計年度の財務諸表に基づく。

過去に大規模企業に該当していた企業が、2年連続で上記基準を満たさない場合は、当該企業は一時的に法定監査の対象外となり、基準を再び満たした時点で、監査義務が再適用される。

大規模な企業に対する強制監査に関する規定の追加および監査人による報告書署名の期限の設定

2025年4月14日付け、政府発行の独立監査法の一部条項の詳細規定および施行指針を定めるための2012年3月13日付け、政令・第17/2012/NĐ-CP号の一部改正、補足に関する政令・第90/2025/NĐ-CP号:

2. 政令・第17/2012/NĐ-CP号第16条2項を以下の通り改正、補足する。

公認会計士は、同一の監査対象企業に対して、連続して5年間を超えて監査報告書に署名することはできない。

3. 経過措置の規定

- 2025年1月1日以前に、被監査会社に対して監査報告書に署名したことがある公認会計士は、本政令第2条の新たな規定に基づき、引き続き同一企業の監査報告書への署名ができる。
- 2024年度において、売上高、総資産、社会保険加入労働者数の年間平均が新たに定められた「大規模企業」の基準を満たす企業は、2025会計年度以降の財務諸表から、監査を受けることが義務付けられる。

34 土地賃料政策

2025年4月14日付け、税務局発行の土地賃料政策に関するオフィシャルレター第593/CT-CS号:

2024年7月30日付け、土地使用料および土地賃借料に関する規定に関する政府の政令・第103/2024/ND-CP号第34条1項aにおいて、土地利用目的を変更する場合の土地賃借料の計算方法が明確に規定されている。これにより、国家から無償で割り当てられた農地を、有償で年間土地賃借料を支払う方式による非農地へと変更する場合には、土地賃借料は政令・第103/2024/ND-CP号第30条1項の規定に従って計算される。

35 債務免除による資産譲渡活動に対する税務政策

2025年4月21日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第726/CT-CS号:

担保財産の引渡し、債務返済義務の相殺を目的として行われ、民事法典・第91/2015/QH13号に定められた債務担保措置に基づき、権利、義務の移転を実施するものではなく、また担保取引の登録に関する法令に従い権限ある機関に登録の手続きを行わず、受益者が債務相殺のために財産の所有権、使用権の移転手続きを行う場合には、これは財産の譲渡行為と見なされ、税法の規定に基づき、付加価値税および法人税の申告、納付の対象となる。

36 保険料減額に関するインボイス発行

2025年3月4日付け、ビンズォン省税務局発行の保険料減額に関するインボイス発行についてのオフィシャルレター・第2991/CTBDU-TTHT号:

企業は保険に加入しているが、保険会社が客観的な理由で保険料を減額した、または契約満了までに保険損失が発生しないか、発生した損失が契約で定められた基準を下回った場合、保険契約者は保険料の一部を減額されることになる。企業は、通達・第09/2011/TT-BTC号の第2条9項dの規定に従って処理する。

電子インボイスの形式および内容は、政令・第123/2020/ND-CP号第10条および第12条の規定を満たして作成する。

新情報 2025年4月

37 不正なインボイス

2025年3月20日付け、税務局発行の不正なインボイスに関するオフィシャルレター・第214/CT-CS号:

納税者が登録された住所で事業活動を行っていないことに対する税務機関からの通知が発行されている期間中に、納税者がインボイスを使用した場合は、不正なインボイスの使用と見なされる。

38 輸出加工企業による国内への資産売却に関するインボイス発行

2025年3月27日付け、税務局発行の輸出加工企業による国内への資産売却に関するインボイス発行についてのオフィシャルレター・第326/CT-CS号:

輸出加工企業が資産を国内市場に清算する場合のインボイス使用に関して、税務総局は2023年6月8日付け、オフィシャルレター・第2312/TCT-CS号で、ティエンザン、ハイフォン、フンイエン、バックニン、タイグエン、ビンズオンの各税務局へ回答している。

「2020年10月19日付け、政令・第123/2020/NĐ-CP号第8条2項の規定に基づき、輸出加工企業が資産を国内市場に清算する場合には販売用領収書（非関税地域内の組織、個人向けの）を使用する」

39 個人購入者への付加価値税（VAT）インボイス発行

2025年3月28日付け、17区域税務支局発行の個人購入者への付加価値税（VAT）インボイス発行についてのオフィシャルレター・第157/CCTKV17-QLDN1号:

企業が個人の購入者に対して商品を販売する場合、購入者の名前、住所、税コードは、政府の政令・第123/2020/ND-CP号第10条5項の規定に従ってインボイスに記載される。企業が発行したインボイスに間違いがあった場合は、政府の政令・第123/2020/ND-CP号第19条の規定に従って、インボイスの訂正処理を行う必要がある。

40 倉庫、工場賃貸に関するインボイス発行

2025年4月18日付け、17区域税務支局発行の倉庫、工場賃貸に関するインボイス発行についてのオフィシャルレター・第451/CCTKV17-QLDN1号:

会社が他の事業体に対して自社所在地の工場の一部を賃貸する場合、会社は、政府の2020年10月19日付け、政令・第123/2020/NĐ-CP号第4条1項および第9条2項の規定に従ってインボイスを発行する。

当該賃貸行為に係る事業分野が許認可機関に登録されていない場合は、関係機関に連絡の上、指導を受けることを要請する。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年4月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

